

恵那市
避難所運営マニュアル
「新型コロナウイルス感染症対策編」

令和3年5月
恵那市

目 次

1. 事前対策

1－1	市民への広報	-----	P	1
1－2	資機材の備蓄	-----	P	1
	① 資機材の準備			
	② 備蓄品の拡充			
1－3	避難所不足への対応	-----	P	2
1－4	避難所のレイアウト作成	-----	P	2
1－5	濃厚接触者の避難	-----	P	3
1－6	発熱や体調不良のある方への対応	-----	P	3
1－7	感染者が確認された場合の検討	-----	P	3
1－8	避難所の設営に係る役割分担	-----	P	3
1－9	避難所運営の訓練	-----	P	3

2. 初動期の対応（発災後24時間）

2－1	居住スペース、専用スペースの設置	-----	P	4
2－2	事前受付の設置	-----	P	4

3. 展開期以降の対応

3－1	運営の留意点	-----	P	5
	① 予防			
	② 感染者が確認された場合			
	③ 長期の避難所生活への対応			
3－2	専用スペースにおける運営の留意点	-----	P	6

チェックリスト	-----	P 7～P 12
---------	-------	----------

(様式)

【様式１】 避難所受付時に提出する避難者カード

【様式２】 健康状態チェックカード

【様式３】 体調チェック表

(資料)

【資料①】 市民へのチラシ(例)

【資料②】 避難所(体育館)スペースの比較

【資料③】 避難所(体育館)のレイアウト(例)

【資料④】 学校における専用スペース運用 (例)

【資料⑤】 事前受付のレイアウト(例)

【資料⑥】 物品支給のレイアウト (例)

【資料⑦】 居住スペース揭示 (例)

【資料⑧】 避難所以外の分散避難者への対応

【資料⑨】 車中避難への対応

はじめに

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大され、岐阜県は特に重点的な対応を進める特定警戒都道府県に位置付けられました。5月14日には、岐阜県の非常事態宣言は解除されましたが、依然として終息の見通しは立っておりません。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設、運営をするにあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

そのため、現行の「指定緊急避難所開設マニュアル」「恵那市避難所開設運営マニュアル」に新型コロナウイルス感染症対策として「新たに追加すべき対策」「拡充すべき対策」を取りまとめ、災害時には市民と協力し、円滑な避難所運営が行えるよう備えました。

第1章 事前対策

1-1 市民への広報

- ・市民が避難する前に準備、検討することを事前に周知【資料①】

- ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討
- ・避難所以外への避難を検討（親戚や友人の家、自宅における垂直避難等）
- ・マスクや石鹸(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等を用意
- ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等を用意
- ・受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入【様式2】
- ・避難所に行く際はマスクを着用し、「健康状態チェックカード」を記入し持参
- ・避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める

- ・避難所の感染症対策（こまめな手洗い、消毒、パーティションの設置や2m間隔の確保等）の周知
- ・避難警戒レベル情報を基に早期避難を徹底するよう周知

1-2 資機材の備蓄

①資機材の準備

- ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型の体温計やサーモグラフィ
- ・パーティションや間仕切り、簡易テント、段ボールベッド等

②備蓄品の拡充

- ・マスク、石鹸、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ・避難所の区割りに使用するポール(2m程度)と養生テープ

- ・感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品レインコート)

1-3 避難所不足への対応【資料②】

- ・学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討
- ・指定避難所以外の施設として、宿泊施設(旅館・ホテル)等の活用を検討
- ・要配慮者の避難先として、宿泊施設(旅館・ホテル)等の活用を検討
- ・各市町村内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討
- ・避難所以外の分散避難者への対応を検討【資料⑧】

- ・住民が避難する前に、準備検討することを事前に周知
- ・避難所開設の広報・安否確認
- ・食料・物資の配付や情報伝達
- ・健康管理の徹底

- ・車中泊は推奨しないが、車中泊が発生することを想定した対応を検討【資料⑨】

- ・駐車スペースの確保
- ・避難所開設の広報・安否確認
- ・食料・物資の配付や情報伝達
- ・健康管理の徹底

1-4 避難所のレイアウト作成【資料③】

- ・長期的な避難生活における避難者一人あたりの占有面積は、スフィア基準を参考に3.5㎡以上とすることが望ましい
- ・通路幅の2m間隔を確保するレイアウトを作成するが、パーティションがある場合、通路幅1.3m(車いすの使用を想定)としても良い
- ・学校(体育館)を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討

- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用が重要
- ・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要

- ・発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、避難所入口の外に「事前受付」を設置
- ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置。専用スペースは個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る

- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ(段ボールトイレ等)の設置も検討
- ・飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2m程度を確保
- ・専用スペースには、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい

- ・パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースにおいても積極的に活用
- ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け一方通行とすることが望ましい

1－5 濃厚接触者の避難

- ・保健所からの濃厚接触者の情報を受領後、濃厚接触者の専用の避難先を確保
- ・濃厚接触者の予定していた避難先が被災した場合等、避難所で受け入れざるを得ない状況においては、適切な感染防止対策を実施

1－6 発熱や体調不良のある方への対応

- ・学校等の大規模な避難所は、教室等を活用し専用スペースの設置を検討
- ・小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等を検討
- ・発熱や体調不良のある方について、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含め、事前に検討
- ・医療機関の受診等までの間、専用スペース、車中等で待機

1－7 感染者が確認された場合の検討

- ・感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討

1－8 避難所の設営に係る役割分担

- ・避難所の開設や運営に係る市、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定
- ・避難所運営には、女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画(障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))

1－9 避難所運営の訓練

- ・地域住民と市、施設管理者等は、マニュアルに沿って訓練を実施

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

2-1 居住スペース、専用スペースの設置【資料④】

- ・事前に決めた避難所開設者（市、地域住民、施設管理者等）は、早めに避難所を開設
- ・事前に検討したレイアウトを基に、ポール（2m程度の棒）や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置

- ・避難者が居住スペースに入る前には、2m間隔を養生テープ等で示しておく
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要
- ・「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置

- ・発熱や体調不良のある方を完全分離

- ・トイレや洗面所等も含めて、居住スペースと専用スペースの分離を確認
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認。また、動線は一方通行が望ましい

- ・パーティションや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に活用

2-2 事前受付の設置【資料⑤】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営
- ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置
- ・避難者のマスク常用、手洗い（消毒）を徹底

- ・発熱の有無や問診により体調不良を確認

- ・非接触型の体温計が望ましい
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施
- ・検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着

- ・事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のある方は、専用スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のない方は、居住スペースへ誘導

- ・避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意
- ・発熱や体調不良のある方は、診察が必要であるため、恵那保健所と連携し、対応
- ・医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機

- ・事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔の区割りを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認

- ・体育館に接続する廊下を使用する等、改めて事前受付を実施

第3章 展開期以降の対応

3-1 運営の留意点

①予防

- ・ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- ・ 衛生環境について指導する衛生班を、避難者(市民)の中から配置
- ・ 保健師や衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- ・ トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要【資料⑥】
- ・ 避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施

・ 電話やSNSの活用を検討

- ・ 避難者に体調チェック表を配付し、毎日体温と体調を確認(1日3回)【様式3】
- ・ 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し、医療機関を受診
- ・ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知【資料⑦】

【個人の留意点】

- ・ 前後左右2m程度の距離を確保
- ・ 手洗い、マスク常用(睡眠中もできる限り)、毎日の体温・体調を確認
(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- ・ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・ 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

【避難所の留意点】

- ・ アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・ 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は、1日最低1回消毒
- ・ トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・ 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ・ ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

②感染者が確認された場合

- ・ 事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

③長期の避難所生活への対応

- ・ 市民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときは、パーティションや簡易テント等で仕切りを設置
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施

(参考)

内閣府 R2.4.1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣府 R2.4.7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

人と防災未来センター R2.4.23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト

内閣府 R2.5.29 災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

岐阜市 R2.8.26 「避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)対応手順書」

内閣府 R2.9.7 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第2版)」

内閣府 R2.12.17 「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」

令和2年6月1日策定

令和3年5月7日改定

チェックリスト

第1章 事前対策

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1	市民への広報 □市民が避難する前に準備、検討することを事前に周知 (チラシ、ホームページ、SNS、コミュニティ FM)【資料①】 ➢避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討 ➢自助の備えとして、親戚や友人の家、自宅の垂直避難（在宅避難）等避難所以外への避難を検討 ➢避難に備えて不足が予想されるマスク、石鹼(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等は、各自で用意 ➢服薬している薬やサプリメント等を用意 ➢受付時の混雑を避けるため、避難所の受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入【様式1】 ➢避難所に行く際はマスクを着用、「健康状態チェックカード」記入し持参 ➢避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める □避難所の感染症対策（こまめな手洗い、消毒、パーティションの設置や、2 m間隔の確保等）の周知 □避難警戒レベル情報を基に、早期避難を徹底するよう周知
	資機材の備蓄 【資機材の準備】 □非接触型の体温計、サーモグラフィの準備 □パーティション、間仕切り、簡易テント、段ボールベッドの準備 ➢避難所生活環境確保事業費補助金の活用 □扇風機等換気用機材の活用を検討 ➢岐阜県冷凍空調設備協会との協定の活用 【備蓄品の拡充】 □マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等を用意 ➢マスクが確保できない場合に備えキッチンペーパーやタオルを用意 ➢ウェットティッシュ(アルコール・おしりふき)等も用意 □手すり、ドアノブ共有部分に使用する次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液を用意 □避難所の区割りに使用するポール(2 m程度の棒)と、スペースを明示する養生テープを用意 □感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品：レインコート)を用意

3	避難所不足への対応【資料②】 □学校を避難所になっている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討 ➤感染者発生の被害を最小限に留めるため、多くの教室等を用意 □指定避難所以外の施設として、高校、宿泊施設（旅館・ホテル）等の活用を検討 □要配慮者の避難先として、宿泊施設（旅館・ホテル）等の活用を検討 ➤各避難所で要配慮者用スペースが確保できるか確認し避難場所を検討 ➤心臓病や基礎疾患等の重症化するおそれがある方の避難先を検討 □各市町村内で避難所が不足する自体に備え、広域避難を検討 ➤近隣市町村の協力を事前に確認 □避難所以外の分散避難者への対応を検討【資料⑧】 ➤住民が避難する前に、準備検討することを事前に周知 ➤避難所開設の広報・安否確認 ➤食料・物資の配付や伝達方法 ➤健康管理の徹底 □車中泊は推奨しないが、車中泊が発生することを想定した対応を検討 ➤駐車スペースの確保 ➤避難所開設の広報・安否確認 ➤食料・物資の配布や伝達方法 ➤健康管理の徹底
4	避難所のレイアウト作成【資料③】 □長期的な避難生活における避難者一人あたりの占有面積は、スフィア基準を参考に3.5㎡以上とすることが望ましい □通路幅占有場所の2m間隔を確保するレイアウトを作成するが、パーティションがある場合、通路幅1.3m（車いすの使用を想定）としても良い □学校（体育館）を避難所になっている場合、教室を活用した「居住スペース」の分散化を検討 ➤使用するトイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、待機中に3つの密にならない運用が重要 ➤教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要 □発熱や体調不良の方を早期発見できるよう、入口の外に「事前受付」を設置 □発熱や体調不良の方の「専用スペース」を設置。個室が望ましいが、教室等を活用する場合は、パーティションや簡易テントを設け、感染防止を図る ➤専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討 ➤飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2m程度を確保 ➤専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい □パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースでも積極的に活用 ➤避難所生活環境確保事業費補助金の活用 □専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい ➤トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等への動線も配慮

5	濃厚接触者の避難方法の具体化 □保健所からの濃厚接触者の情報を受領後、濃厚接触者の専用の避難先を確保 □濃厚接触者の予定していた避難先が被災した場合等、避難所で受け入れざるを得ない状況においては、適切な感染防止対策を実施 ➢濃厚接触者スペースは、居住スペースと独立した動線を確保し、濃厚接触者専用通路・階段を用意することが望ましい ➢専用の通路・階段の確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルールを定め、健康な者との兼用は避ける ➢濃厚接触者スペースと専用スペースは、出来る限り分離 ➢個室割当ての際は、濃厚接触者を発熱・咳等の症状がある者より優先 ➢全ての人がマスクを着用することが推奨されるが、個室に1人である場合には、必ずしも着用する必要はない ➢コロナバスの防止のため、啓発チラシを掲示する等の対策を実施
6	発熱や体調不良の方への対応 □学校等の大規模な避難所は教室等を活用し、専用スペースを確保 ➢発熱や体調不良の方のため、教室等の部屋数・大きさを事前に把握 ➢使用する教室等の優先順位を設定 □小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等を検討 □発熱や体調不良の方は、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含めマニュアル化 【専用スペースへの移動】 ➢体調不良者及びその家族(以下、「体調不良者等」という)を、事前受付や居住スペースから専用スペースへ誘導し、一時待機 【市町村災害対策本部への連絡】 ➢避難所運営者から、市災害対策本部(以下、「対策本部」という)に対し、体調不良者発生を連絡 ➢避難所運営者は、体調不良者等に、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談を行うよう指示(かかりつけ医が無い場合は、保健所へ相談) ➢被災等により、かかりつけ医と連絡が取れない場合は、対策本部へ相談し、対策本部は、医療機関の被災状況を把握のうえ、避難所運営者へ情報を共有 ➢避難所運営者は、体調不良者が受診する医療機関、移動方法などを聞き取り、対策本部へ連絡 【医療機関への移動】 ➢同居家族が搬送する場合は、原則として自家用車を利用 ➢自家用車での搬送が困難な場合は、感染防止対策を講じたタクシー等を利用 ➢避難所運営者は、利用したタクシー会社や運転手名を確認し、記録 ➢緊急性のある場合は、避難所運営者が消防本部へ救急車の手配を依頼 ➢避難所運営者は、適切な感染防止対策を講じたうえで、体調不良者を搬送車(救急車、自家用車等)まで誘導 【医療機関での受診や検査】 ➢体調不良者等は、検査結果が出るまで自家用車又は避難所(専用スペース)で待機 ➢検査結果については、医療機関から体調不良者本人へ連絡 ➢体調不良者等は、避難所運営者へ連絡し、避難所運営者は、対策本部へ連絡

	【検査結果の報告】 ➤陽性であった場合、保健所は、陽性者の入院調整、濃厚接触者の特定及び検査を実施し、対策本部と情報共有、避難所運営者は、保健所の指導に応じた消毒を実施 ➤陰性であった場合、体調不良者等は、陰性であると避難所へ連絡し、避難所運営者は、対策本部と情報共有 ・体調不良者等は体調が回復するまで(疑陰性もあるため検査後少なくとも14日間)、避難所の専用スペースで休養する ・複数の体調不良者が出た場合の対応として、体調不良者同士が直接触れ合わないよう、専用スペースでの過ごし方について周知する
7	感染者が確認された場合の検討 ☐感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討 ☐避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画 (障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))
8	避難所の設営に係る役割分担 ☐避難所の開設や、運営に係る市、地域市民、施設管理者等の役割を事前に決定
9	避難所運営訓練 ☐地域市民と市、施設管理者等は、マニュアルに沿って訓練を実施

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1	居住スペース、専用スペースの設置【資料④】 □事前に決めた避難所設営に係る市、地域市民、施設管理者等は、早めに避難所を開設 □事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2m程度の棒)や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置 ➢避難者が入る前には、2m間隔を養生テープ等で示しておく ➢トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要 ➢「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置 □発熱や体調不良の方の完全分離 ➢トイレや洗面所なども含め、居住スペースと専用スペースの分離を確認 ➢居住スペースと専用スペースの動線は、交わらないことを確認し、一方通行が望ましい ➢専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい □パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう、居住スペースにおいても積極的に活用
	事前受付の設置【資料⑤】 □避難者の健康状態を確認するため避難所入口の外に「事前受付」を設置 ➢避難所開設と同時に設置し、運営 ➢アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営 ➢体育館に接する廊下を使用する等、各避難所に応じた対応 ➢避難者は、マスク常用、手洗い（消毒）、2m間隔の確保を徹底 □発熱の有無や問診により体調不良を確認 ➢非接触型の体温計が望ましい ➢接触型の体温計を使用する場合は、感染防止のため毎回消毒を実施 ➢検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着 □事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導 ➢避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ、案内図等により誘導 ➢発熱や体調不良の方は、対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い、医療機関（帰国者・接触者外来）等へ搬送 ➢医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機 □事前受付設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔の区割りを行うとともに、避難者の体温と体調を確認 ➢発熱や体調不良の方は、対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関（帰国者・接触者外来）等への搬送（再掲） ➢医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機（再掲）

第3章 展開期以降の対応

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1	運営の留意点 【予防】 □事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある度に、体温や体調を確認 □衛生環境について指導する衛生班を、避難者(市民)の中から配置 □保健師や衛生班の巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底 ➢居住スペース以外の人と、一緒に食事をとらないよう指導 ➢避難者の検温結果等により、健康管理を徹底するとともに、手指消毒の実施状況、マスクの常用状況を確認 ➢車中泊の避難者が、増大することが予想されるため、エコノミークラス症候群等の予防として、十分な水分補給、定期的に体を動かすことや、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や、足を高い位置に置ける台座、段ボールベッド等を使用するよう指導 □トイレ、洗面所、洗濯場や、携帯の充電場所等では、待機中に密集にならない運用が重要【資料⑥】 □避難者の相談窓口を開設し、「ストレス」等の心のケアを実施 ➢電話やSNS等の活用を検討 □避難者に体調チェック表を配布し、毎身体調を確認(1日3回)【様式2】 □避難所を運営する者も、毎身体調を確認 □発熱や、体調不良の方が発生した場合は、事前に検討した手順により直ちに保健師と連携し、医療機関を受診 □ポスターやチラシ、呼びかけにより、避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【資料⑦】 ➢前後左右2m程度の距離を確保 ➢手洗い、マスク常用(咳エチケット)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底) ➢避難所にいる方全員が、検温を実施し、体調を確認 ➢飛沫感染を最小限にするため、家族以外の人と一緒に食事をとらない □ポスター等により、避難所の留意点を周知 ➢アルコール消毒液を、各入口やトイレ等に設置 ➢30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする定期的な換気を実施 ➢手すり、ドアノブ等人が接触する共有部分は1日最低1回消毒 ➢トイレ、洗面所は、1日最低1回清掃及び消毒 ➢物品や食事等の配給時は、一度机に置くことによる接触感染を回避 ➢ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄 ➢寝るときは、頭の位置を互い違いになるよう就寝 【感染者が確認された場合】 □事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、各部屋の消毒やその他の避難者の移動等を実施 ➢保健所・医療機関との連絡体制を確保 【長期の避難所生活への対応】 □市民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
2	専用スペースにおける運営の留意点
	□専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときは、パーティションや簡易テント等で仕切りを設置 □発熱や体調不良の方の看護は、できるだけ限られた方で実施 □汚れたシーツ、衣服は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥 □ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄（再掲） ➤マスクを外す際はゴムひもをつまんで外し、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる（その後は直ちに石鹸で手を洗う）

様 式

【様式 2】 市町村長あて

避難者カード

		避難所名				受付番号								
		記入年月日				令和		年		月 日				
ふりがな						携帯電話番号 (なければ自宅)		— —						
世帯代表者名														
住民票の住所		岐阜県 市 町村												
自宅 種類	☐ 持家 ☐ 賃貸 ☐ その他 ()			家屋状況		☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止								
				居住可否		☐ 可 ☐ 不可								
車	車種: ナンバー:			ペットの				☐ 有 (種類) ☐ 無 ※ペット台帳へも記入						
	色: 駐車場所:			同伴										
避難の状況 (複数回答可)		☐ 避難所 ☐ 在宅 ☐ 車中 ☐ 屋外テント(場所:) ☐ その他 ()												
家族の 状況	氏名		性別	年齢	配慮が必要な事項 (✓を記入したものは、下部に詳細を記入)									
					妊産婦	要介護	障がい					アレルギー	服薬	その他
							身体	精神	知的	発達	その他			
	世帯代表者		☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 視覚	☐ 内部 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 視覚	☐ 内部 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 視覚	☐ 内部 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 視覚	☐ 内部 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 視覚	☐ 内部 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 視覚	☐ 内部 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
✓を入れたものの 詳細記入欄														
避難所運営に協力できること (資格・特技)														
親族等からの 安否確認への回答		☐ 可 ☐ 不可		※必ず家族全員の同意を得たうえで✓を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。										
退所時 記入欄	退所年月日	令和 年 月 日				連絡先								
	退所後住所	都道府県 市区町村												

※上記の記入事項について、避難所運営(食料・物資の提供と配慮事項への対応等)のための避難所運営委員会及び運営班への情報提供と、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成に利用をしますのでご了承下さい。

記入日：

健康状態チェックカード（例）

当日の体調を記入し、受付に渡してください。

氏名

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさがありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

◆肺炎球菌ワクチンの接種について

・肺炎球菌のワクチンを接種していますか	はい・いいえ・不明
---------------------	-----------

体調チェック表 (例)

日本語の他英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語の様式あり

ふりがな	※その他 記入事項									
氏名	あり・なし・不明									

		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
	体 温	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃
[息 苦 し さ]	一つでも該当あれば「はい」を選択							
	★息が荒くなった (呼吸数が多くなった)							
	★急に息苦しくなった							
	★少し動くと息があがる	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	★胸の痛みがある							
	★横になれない・座らないと息ができない							
[味 覚 ・ 嗅 覚]	★肩で息をしている・ゼーゼーしている							
	味や匂いを感じられない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	咳やたんが、ひどくなっている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	起きているのがつらい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
[嘔 気 ・ 嘔 吐]	嘔吐や吐きが続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	下痢が続いている (1日3回以上の下痢)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	その他の症状	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)
	食事が食べられない、 半日以上尿が出ていない、 鼻水・鼻づまり、のどの痛み、 結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、 けいれん、その他の気になる症状	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)

【様式3】

資料

避難所における新型コロナウイルス感染症対策 平時の準備と早めの避難

避難所には多くの避難者が集まり、
感染症の発症リスクが高まります。

自分の身は自分で守る「自助」の
備えを行うとともに、早めの避難を心
がけましょう。

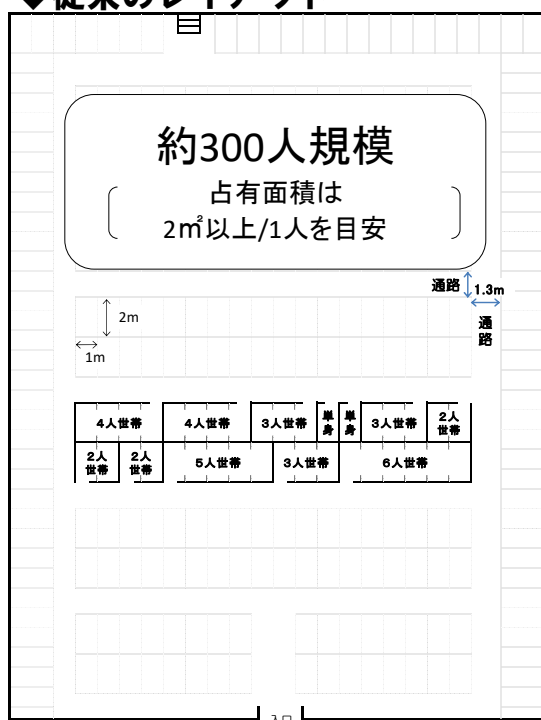
次の準備をすること

- ① 自宅の災害の危険性を確認
- ② 親せきや友人宅等、避難所以外への避難の検討
- ③ マスク、石鹸、体温計等を用意
- ④ 受付時に必要な「避難者カード」を事前に用意
- ⑤ 避難所に行く際は、マスクを着用、「健康状態
チェックカード」を記入し持参
- ⑥ 避難所以外へ行く際は、避難所等へ連絡

令和 3 年 5 月 恵那市役所

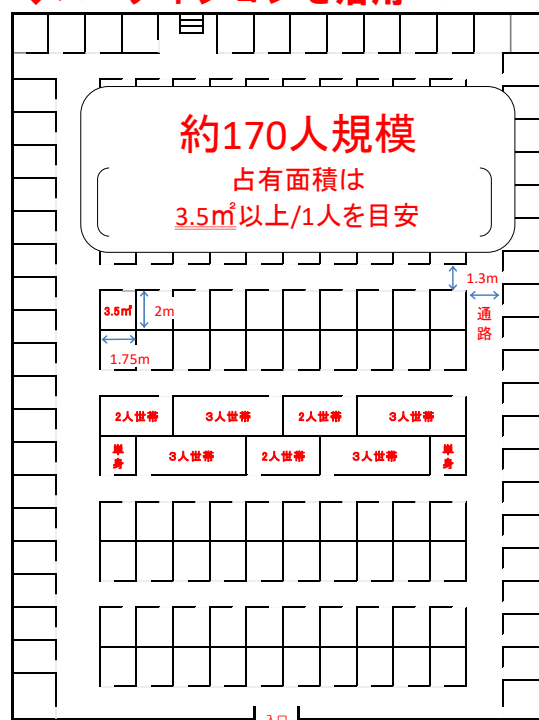
【避難所（体育館）スペースの比較】

◆従来のレイアウト



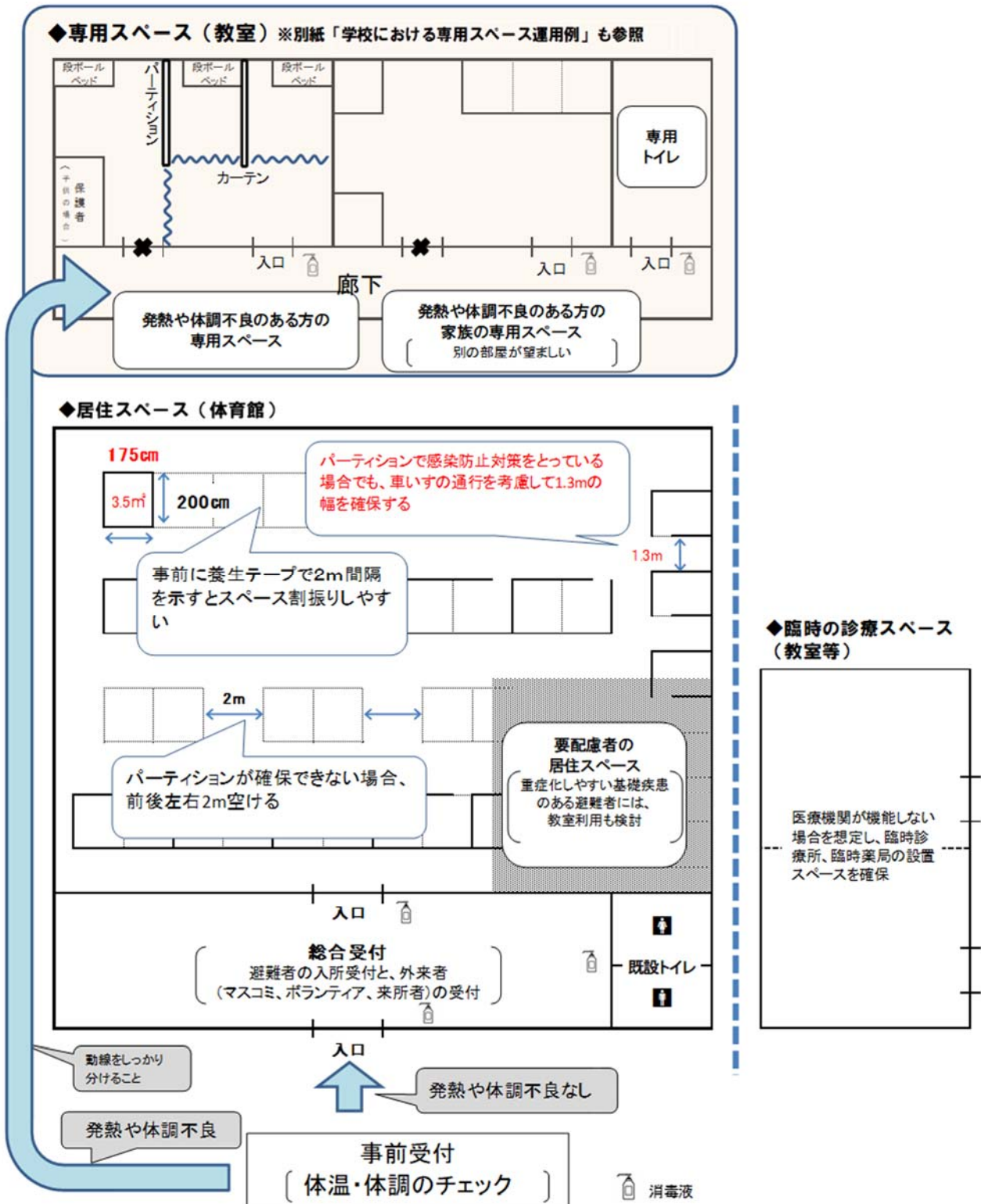
現行の岐阜県避難所運営ガイドライン記載のレイアウト

◆パーティションを活用 実線：パーティション



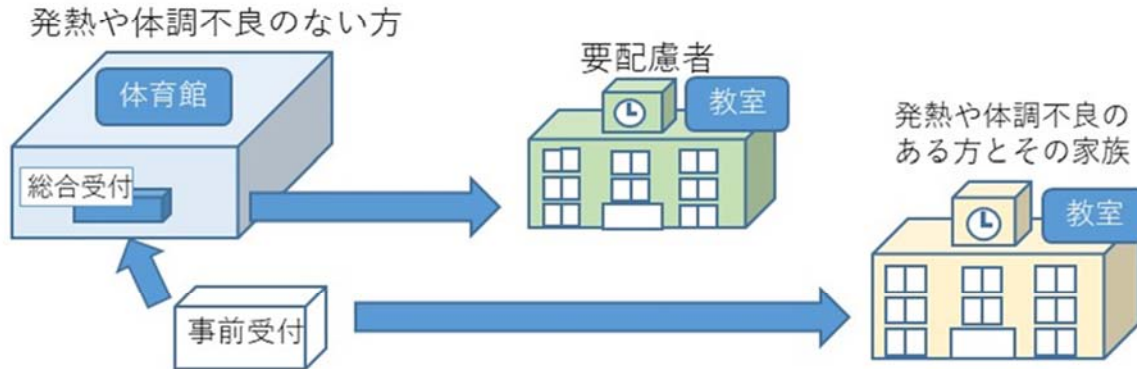
- ・約130人分不足
(従来の約1.75倍スペースが必要)
⇒教室活用や、他の避難先の確保が必要
- ・パーティション(高さ2m程度)を確保できない場合、2mの間隔を確保
- ・専有面積と通路幅(1.3m)含め、約5.8㎡
※(幅1.75m) × (奥行2.0m+通路幅1.3m)=5.775㎡

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】

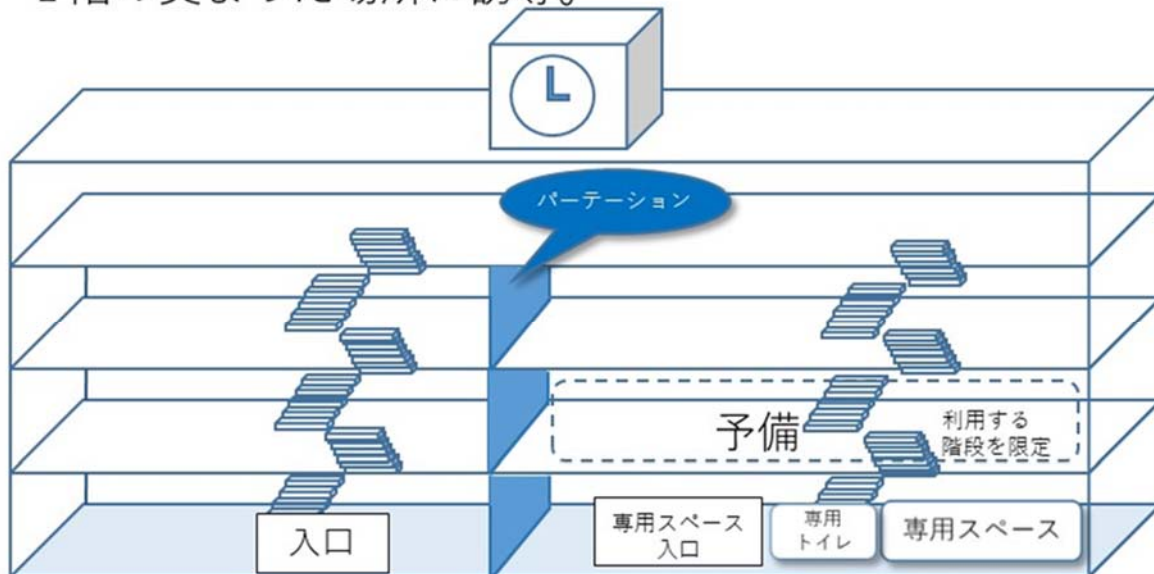


学校における専用スペース運用（例）

- ① 発熱や体調不良のある方の専用スペースは、別棟が望ましい。



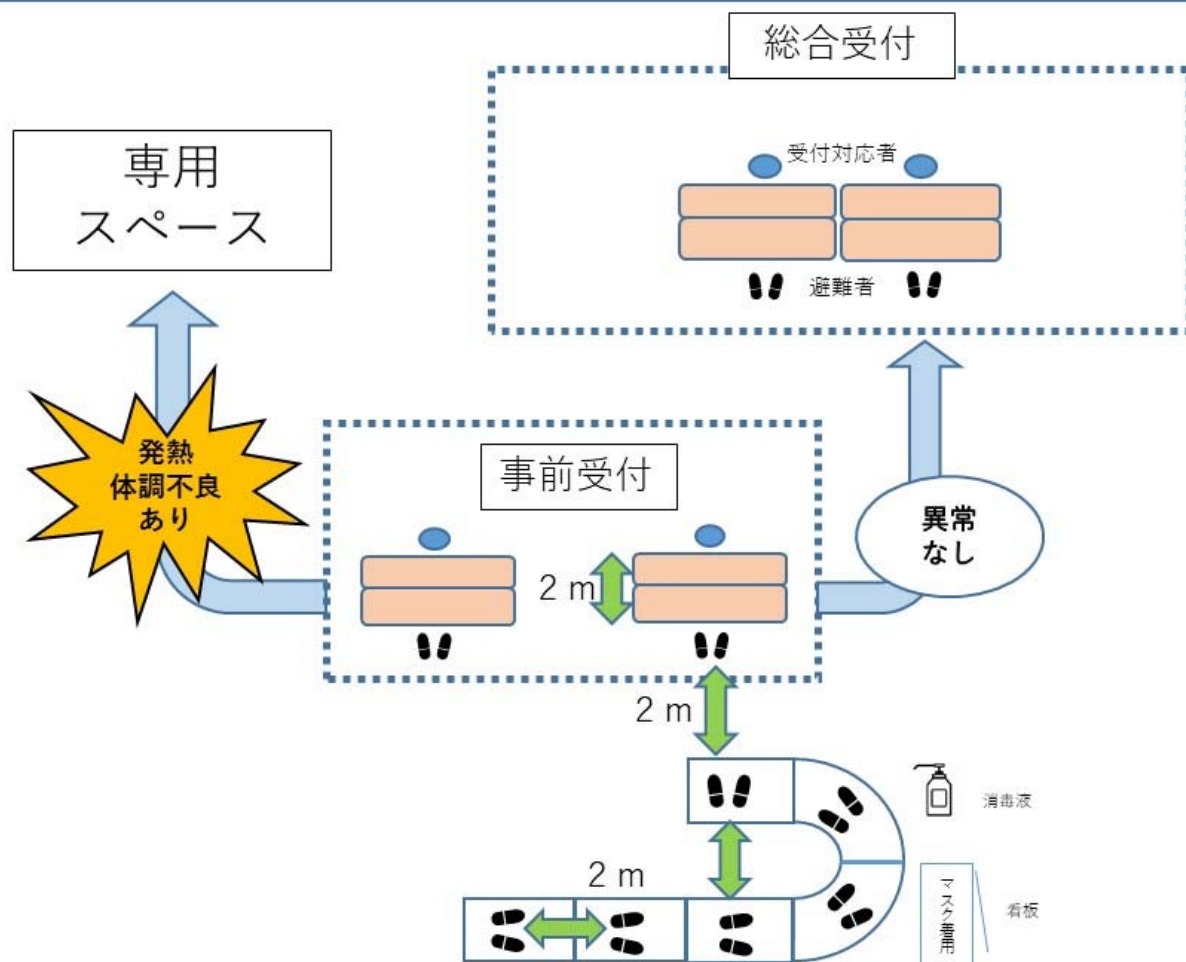
- ② 別棟にできない場合、発熱や体調不良のある方とその家族は、1階の奥まった場所に誘導。



留意点

- ・専用スペースは医療機関へ搬送するまでの一時的な場所
- ・発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置し、ない方の居住スペース(トイレや洗面所、動線等も含む)と完全分離
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、限られた方で実施
- ・使用済みマスク等の専用スペース内のゴミは、密閉して廃棄

事前受付のレイアウト（例）



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診）】

- ☐ 体温計による体温の確認
- ☐ 息苦しさがあるか
- ☐ 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- ☐ 咳やたんがひどくなっているか
- ☐ 全身倦怠感があるか（起きているのがつらくないか）
- ☐ 嘔吐や吐き気が続いているか
- ☐ 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

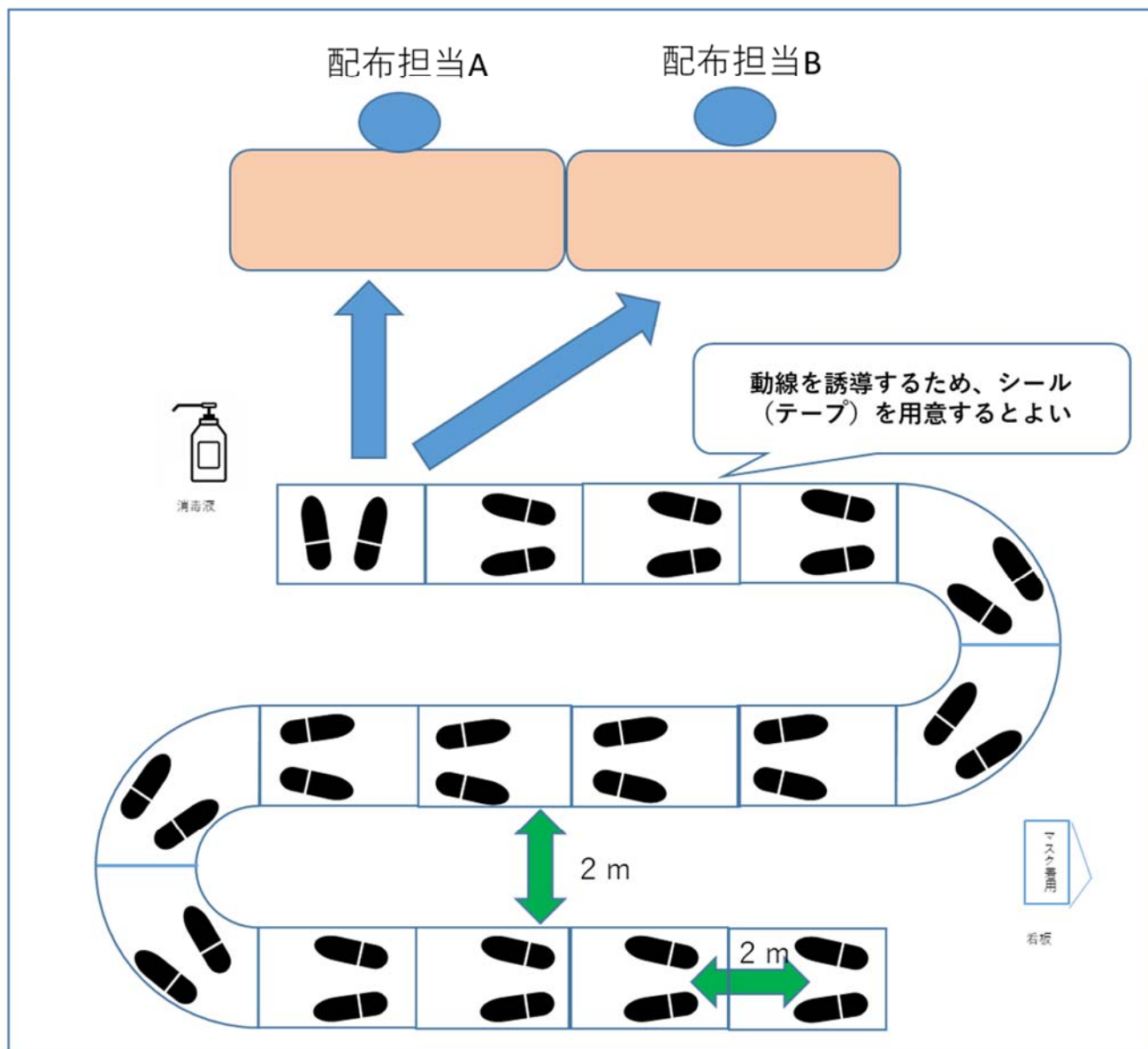
【発熱や体調不良がない場合】

- ☐ 総合受付の場所を示し誘導

【発熱や体調不良がある場合】

- ☐ 専用スペースの場所を示し誘導
- ☐ 災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

物品支給のレイアウト（例）



配布担当が行うこと

- ☐ 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- ☐ 配給前後に机などを消毒
- ☐ マスク、手袋、エプロン等の着用
- ☐ エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

新型コロナウイルス

感染症対策

へのご協力を
お願いします！

ほかの人にうつさないために

- ・ 隣の人とは、2メートル以上離れて過ごしましょう
- ・ 常にマスクを着用しましょう
- ・ ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう
- ・ 毎日、体温・体調チェックをしましょう
 - 朝、昼、夕3回実施
 - 発熱や体調が良くないときは、衛生班へ報告してください
- ・ 居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう

避難所運営上の協力をお願い

- ・ 定期的に換気しましょう
 - 30分に1回以上、数分間、窓を全開
- ・ ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう
 - 共有部分は、家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭き
- ・ 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう
- ・ ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう

避難所以外の分散避難者への対応

自宅の災害リスクに応じて、親戚・知人宅、ホテル・旅館、あるいは自宅での垂直避難など、多様な避難先への避難を呼びかけた結果、令和２年７月豪雨時には、住民は、避難所への避難のほか、親戚・知人宅への避難自宅での垂直避難等の分散避難を行ったことが確認されました。

また、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成２５年８月 内閣府）においては、避難所が、在宅避難者等の情報発信・収集の場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点機能を有するものと示されております。

《避難所運営すべきこと》
総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者
① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知
☐ 避難所以外への避難の検討について広報 ➤自宅の災害の危険性を確認するとともに、避難所以外への避難を検討する。 (親戚・知人宅、ホテル・旅館、自宅での垂直避難等) ➤避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める。
② 避難所開設の広報・安否確認
☐ 避難所開設の広報 ➤防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器、電子メール等を活用し、在宅・車中泊避難者等にも広く周知する。 ➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。
☐ 避難者カードの配布・収集 ➤避難者カードは事前に配布し、車中泊避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。 ➤車中泊避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。
☐ 近隣住民内での安否確認の実施 ➤親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。

③ 食料・物資の配付や情報伝達
□避難所運営委員会と運営班の設置
➤発災後２４時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車中泊避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。
□情報伝達
➤車中泊避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。 ➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。 ➤車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
□水や食料等の確保
➤車中泊避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料等を確保する。
④ 健康管理の徹底
□健康被害への予防対策
➤避難所や車中での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。

車中避難への対応

平成 28 年の熊本地震では車中避難に伴う災害関連死が発生し、令和 2 年 9 月の台風第 10 号の九州接近時には、避難所での感染を恐れ車中避難が発生しました。

車中泊は推奨しませんが、車中泊が発生することを想定し、駐車スペースの事前想定や健康管理等を行う必要があります。

《避難所運営すべきこと》
総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者
① 駐車スペースの確保
☐ 車中泊避難用の駐車スペースの検討
➤ 避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等の一時的な活用を市町村・地域住民とともに検討する。
☐ 避難所周辺の利用範囲の決定
➤ 車中泊避難者に対して、駐車スペースを指定し、誘導する。
② 避難所開設の広報・安否確認
☐ 避難所開設の広報
➤ 防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器、電子メール等を活用し、在宅・車中泊避難者等にも広く周知する。 ➤ 避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。
☐ 避難者カードの配布・収集
➤ 避難者カードは事前に配布し、車中泊避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。 ➤ 車中泊避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。
☐ 近隣住民内での安否確認の実施
➤ 親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。

③ 食料・物資の配付や情報伝達
□避難所運営委員会と運営班の設置
➤発災後２４時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車中泊避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。
□情報伝達
➤車中泊避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車・拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。 ➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。 ➤車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
□水や食料等の確保
➤車中泊避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料等を確保する。
④ 健康管理の徹底
□健康被害への予防対策
➤避難所や車中等での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。 ➤エコミークラス症候群の予防として、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や避難所や車中で使用する（足を高い位置に置ける）台座、段ボールベットの確保し、使用する。 ➤特に車中泊避難者へは、保健師等による声かけを積極的に行い、体調の管理を行う時間を確保するなど、エコミークラス症候群の予防に努める。